

陳情文書表

令和3年第3回神奈川県議会定例会

令和3年12月7日

陳情番号	96	付議年月日	3. 11. 25
件名	組織的嫌がらせ行為（継続したつきまといいわゆる集団ストーカー）、その背景となる、最先端技術使用の対策強化に関する陳情		
付議委員会	陳情者		
防災警察常任委員会	*陳情者の個人情報については、個人情報保護のため、削除しています。		
<p>陳情の趣旨</p> <p>神奈川県迷惑行為防止条例に見られる条項は、既に現実の組織的嫌がらせ行為（集団ストーカー犯罪）の被害者側から見れば古い時代遅れの条項でしかなく、現実に即した条例に変更するべく、被害者から詳しく聞き取り、調査し、その最先端技術DPS、電磁波盗聴、電磁波盗撮、スマホ、パソコン電磁波ハッキング、通信傍受、住居侵入手口等による個人情報入手、その上での反復したつきまとい、長期にわたる心理的拷問の存在、精神的に追い込み精神疾患、若しくは自殺に至らしめる、今の条例レベルでは内容も罰則も軽微な犯罪と捉えられています。</p> <p>実質は総合計画犯罪、大変凶暴、凶悪犯罪であり、脅迫罪、拷問行為（リンチ）、暴行、傷害、殺人罪レベルであり、条例から法整備を強く求めるものであります。</p> <p>更には違法電波を使用していると思われる、様々な体調不良を訴える被害者さんが大勢います。</p> <p>米国で大使館員や政府要人が、電波、超音波による体調不良と断定した『ハバナ報告書』、これと同じ症状であります。</p> <p>なぜ一般市民が？と思われるますが、ハバナ症候群の、はるか前から、これを訴えていたのは一般市民です。</p> <p>これらは警察が捜査出来るよう、総務省総合通信局が共同最先端技術悪用を明らかにし、この犯罪に備えなければならない。</p> <p>陳情事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 個人に対し、執ようなつきまとい、組織的な個人情報入手の人為的、または最先端技術悪用を周知啓もうを求め、条例改正を求めます。併せて、法改正を目指し意見書の提出を求めます。 この我々が主張する、組織的嫌がらせ行為集団ストーカー犯罪は現在の条例の延長上にあるものではなく、新種の犯罪行為と捉える必要がセットで行われるテクノロジー悪用も、まず調査、そして周知啓もう、法整備を求める意見書の提出を国へ願います。 			

陳情番号	97	付議年月日	3. 11. 25
件名	県立相原高校跡地保全活用について陳情		
付議委員会	陳情者		
建設・企業常任委員会	*陳情者の個人情報については、個人情報保護のため、削除しています。		
<p>【陳情の要旨】</p> <p>県立相原高校跡地の保全活用において、シンボルツリー・クスノキを教育財産から普通財産に変更した経緯を明らかにし、正すことを県議会として県知事並びに担当の交通企画課に働きかけてください。</p> <p>【陳情の理由】</p> <p>2019年4月1日の県立相原高校の移転に伴い、跡地は教育財産から普通財産に変更された中で、演習林は伐採され、現在はシンボルツリー・クスノキと、わずかな樹木だけが残されています。</p> <p>クスノキは1923年の相原高校創立記念に植樹され、卒業生はもちろん地域住民からも愛され続けてきた歴史的な自然文化遺産とも言える宝です。</p> <p>駅前再開発工事に支障があるとして、令和3年度に伐採予算が組まれていることに憤りを覚えます。</p> <p>なぜクスノキが教育財産から普通財産になったのか、経緯を議会として調べ、貴重な緑の保全に配慮するよう、県議会として担当部局に働きかけるよう求めます。</p>			

陳情番号	98	付議年月日	3. 12. 1
件名	後期高齢者医療保険の窓口負担を2割に引き上げる改正法の実施中止についての意見書を国へ提出することを求める陳情		
付議委員会	陳情者		
厚生常任委員会	*陳情者の個人情報については、個人情報保護のため、削除しています。		
<p>1 陳情の要旨</p> <p>高齢者のいのち・健康・人権を脅かす、後期高齢者医療保険窓口の負担を2割に引き上げる改正法の実施中止を求める意見書を国に提出すること。</p> <p>2 陳情の理由</p> <p>6月4日、参議院本会議において、「75歳以上の医療費窓口負担2割化」などを内容とする健康保険法等の一部改正案が可決しました。神奈川県内で窓口負担2割化の実施を中止するよう求める12万5千筆の署名を集約し、12人の地元国会議員に紹介議員になっていただき国会に提出しました。このコロナ禍において、受診抑制による健康への影響の検証もなく、高齢者の必要な受診の機会を奪う法案を可決させたことを非常に残念に思っています。成立した法律には以下に示す極めて深刻な問題点があることが審議の過程で明らかになりました。</p> <p>①2割化の導入による「受診控え」によって給付費を1050億円も削減できるとしているにもかかわらず、政府は受診控え・健康悪化につながることを認めていないこと。</p> <p>②法律に2割負担の対象者が書かれてなく、政令で決めるとしていることから、国会審議なしに基準を変更できること。</p> <p>③政府は、年収200万円以上の世帯の収支差を「年12万円の黒字」と解説したが、サンプル数が123世帯とその根拠が希薄なこと。</p> <p>④昨年12月に出された全世代型社会保障検討会議の方針では、「現役世代の負担上昇を抑える」としているが、本人負担の軽減はわずか月平均30円（2022年度）程度であること。</p> <p>このように国会の審議を通じて、「75歳以上の医療費窓口負担2割化」にする根拠が希薄であり、被害・影響について十分な検証がなされていないということが明白になりました。「2割化」になる対象者は、「課税所得が28万円以上及び年収200万円以上(単身世帯の場合。複数世帯の場合は、後期高齢者の年収合計が320万円以上)」の人で、全国で370万人23%とされていますが、神奈川県広域連合の資料では、県内で34万8千人30%、3割負担の人を含めると実に41%にのぼります。神奈川民医連が行った後期高齢者の調査では、窓口負担が1割負担から2割負担になったら「通院回数を減らす」、「受診科の数を減らす」、「薬の飲み方を自分で調整する」など、約3割の方が何らかの受診抑制を考えています。</p> <p>「2割化」の実施は、来年10月以降とされており、以上のように影響・被害が甚大と見られることから、国へ向けて改正法の実施をしないよう意見書の提出を求め陳情します。</p>			

陳情番号	99	付議年月日	3. 12. 1
件名	山ノ内交番の存続を求めることについての陳情		
付議委員会	陳情者		
防災警察常任委員会	*陳情者の個人情報については、個人情報保護のため、削除しています。		
<p>1 陳情の要旨</p> <p>神奈川県警大船署から突然、令和5年（2023年）3月31日に山ノ内交番の統合（廃止）をするという連絡があった。山ノ内交番の存続を切望する住民の声を受け止め、山ノ内交番の存続をして頂くことを要望する。</p> <p>2 陳情の理由</p> <p>山ノ内地域は、鎌倉観光の玄関口となる北鎌倉駅を中心とした地域で、多くの寺社が点在し、内外から外国人を含む不特定多数の観光客が来訪する地域である。一方、交通量の多い鎌倉街道に沿って地元住民の生活を支える店舗が連なり、道路を一本入れば、静かな住宅街が混在し、近くには、保育園・幼稚園・小学校・中学校2校・高校3校がある。雑踏に紛れた犯罪が起こる危険性が高い地域だからこそ、犯罪抑止の要として、昭和46年に山ノ内交番が北鎌倉駅前に建てられ、住民の安心安全に寄与してきた。</p> <p>近年、高齢化率が高まってきた事もあって、山ノ内地域でも特殊詐欺などの犯罪や、ガス点検などを装った強盗事件などが起こり、受け子が逃亡しやすい駅周辺を金銭の受け渡し場所とした事件も、北鎌倉駅周辺で起こった。山ノ内地域の住民と山ノ内交番駐在の警察官からの要望もあったため、平成26～27年度商店街まちづくり事業費補助金事業（商店街まちづくり事業）で、三分の二の補助を頂きながら、北鎌倉商栄会と山ノ内町内会協議会が協力して防犯カメラの設置を行った経緯がある。防犯カメラ設置後、ある程度の抑止力にはなっていると認識しているが、設置してから5年以上が経過し、メンテナンス契約の期間を終えており、故障をした際のメンテナンス費用に対する補助も無い事から、防犯カメラの存続も危ぶまれている状況がある。</p> <p>その様な状況下で、通報した際にすぐ駆けつけて頂ける距離に交番があること、子どもたちが駆け込める交番があることが住民の安心の基であり、北鎌倉駅前に山ノ内交番が存続することが、住民の切なる願いである。</p>			

陳情番号	100	付議年月日	3. 12. 1
件名	J R北鎌倉駅前の山ノ内交番の存続を求める陳情		
付議委員会	陳情者		
防災警察常任委員会	*陳情者の個人情報については、個人情報保護のため、削除しています。		
<p>1 陳情の要旨 J R北鎌倉駅前の山ノ内交番の存続を切望し陳情いたします。</p> <p>2 陳情の理由 この度、J R北鎌倉駅前の山ノ内交番が廃止されるかもしれないと聞き、大変心配しております。</p> <p>北鎌倉女子学園中学校高等学校は、鎌倉市山ノ内地域にある中高一貫校として、昭和15年(1940年)3月に設立され、令和2年度(2020年度)には、中学生91名、高校生340名のうち、鎌倉市内居住の47名と、そのほか神奈川県内各市町村に居住する生徒を合わせて、合計431名の女子生徒が在籍しています。</p> <p>生徒^{たち}達は、J R北鎌倉駅から山ノ内交番の側に出て、鎌倉街道を人目が少ない大船方向に向かって約10分歩いて通っており、過去には、当学園の生徒に話しかけたり、触ったり、盗撮するなどの不審者も出ている上、令和3年度(2021年度)9月には北鎌倉女子学園前交差点付近で、10月には小坂小学校プール付近で、不審者が出たとの事です。</p> <p>鎌倉市内の不審者情報の被害者のほとんどが子どもである事を知り、生徒を預かる立場として心配を募らせ、交番廃止による犯罪抑止力の低下を危惧しています。子ども達の安全のために、是非ともJ R北鎌倉駅前の山ノ内交番が存続して頂けるよう、関係機関へ働きかけて頂きたくお願いいたします。</p>			

陳情番号	101	付議年月日	3. 12. 3
件名	「日台関係基本法」制定に関する意見書の提出を求める陳情		
付議委員会	陳 情 者		
総務政策常任委員会	*陳情者の個人情報については、個人情報保護のため、 削除しています。		
<p>要旨</p> <p>以下の三点について、国に意見書の提出を求めます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 「日台関係基本法」を制定し、台湾との関係を強化すること。 2 台湾との同盟関係を念頭に、台湾が独立国家であることを承認し国交回復を図ること。 3 米国とも協力し台湾の国連への加盟など国際社会への復帰を後押しすること。 <p>理由</p> <p>日本にとって、最も身近な国の一つである台湾ですが、中国の習近平政権は、台湾を中国の「神聖な領土の一部」として、「一国二制度」を主張しています。しかし、民主主義国家である台湾は、共産国家の中国とは全く別の国家であることは明らかです。それにもかかわらず、日本は1972年、中国と国交回復する際に、台湾（中華民国）との国交を断絶しました。あれから49年、台湾は今、中国によって外交的孤立に追いやられています。</p> <p>アメリカは1979年の台湾との国交断交に際して、「台湾関係法」（国内法）を制定し、台湾との外交を行うための法的根拠を保持しています。一方、台湾との国交を結んでいない日本は、法的裏付けのない「非政府間の実務関係」を維持しているに過ぎず、対象となる分野は経済、社会、文化に限られており、安全保障は含まれていません。中国はバイデン政権の発足以降、急速に台湾への威圧的行動を進めており、今後の中国の出方を考えても、本来、日米台が連携して対応しなければならないはずで、中国の軍事的な海洋進出が進む中であって、もし台湾が中国に併合されることがあれば、次は沖縄にまで中国の軍事的な脅威が迫ることになります。日本と台湾は国防上も運命共同体の関係にあります。日本の経済発展には欠かせないシーレーンを中国の脅威から守る上でも、日本は日台関係に関する基本法を制定して政府間の関係を形成すべきです。その上で、将来的には台湾との同盟関係を結ぶ手助けをする必要があります。それがアジアの平和を守ることにもつながるものと考えます。台湾は、決して中国に吸収合併されるべきではなく、「信仰」に基づく人権と自由はまもられなければなりません。そして台湾の「自由・民主・信仰」の価値観が中国大陸まで広がるのが、全世界の平和の安定につながっていくと信じるものです。「日台関係基本法」の制定は国の政策に属する問題ではありますが、県民の自由や平和を守るためにも、その実現を国に強く要望して頂きたいと考えます。</p> <p>以上を踏まえ、意見書を可決し、政府へ提出して頂きますよう要望いたします。</p>			

陳情番号	102	付議年月日	3. 12. 3
件名	一般社団法人レスキュードアニマルネットワークに関する県と藤沢市の連携促進についての陳情		
付議委員会	陳情者		
厚生常任委員会	*陳情者の個人情報については、個人情報保護のため、削除しています。		
<p>1 陳情の要旨</p> <p>一般社団法人レスキュードアニマルネットワークは、令和3年9月7日、動物虐待による動物愛護法違反の容疑で藤沢北警察署の家宅捜索を受け、現在も捜査が進行中です。然るに、同団体は未だに以前と同様の活動を継続しており、被疑事実となった不適切な飼養等を行っていないか、今後も継続的に確認をする必要があると考えます。つきましては、同団体の活動拠点のある藤沢市と動物取扱業上の監督行政庁である県の連携強化を図っていただきたく、陳情いたします。</p> <p>2 陳情の理由</p> <p>(1) 同団体の所在地である藤沢市は神奈川県からの確な情報が入らないため、本件の詳細を把握していなかった。</p> <p>(2) 同団体は、本来の事業目的である保護犬猫の譲渡活動を積極的に行わずに多数の犬猫を管理下に置き、資金難と人員不足を理由に動物愛護法に則った適切な飼養管理及び医療行為を施さないまま多頭飼育崩壊を来した。家宅捜査時に警察が押収した約100頭の犬猫は、現在、他の保護団体に保管されているものの、捜査終了後には返還されるため早晚多頭飼育崩壊が惨状を極めることは明白であり、定期的な監督と指導は必要不可欠である。そのためにも、藤沢市に対し県から適宜情報提供できる体制を整えていただきたい。</p>			

陳情番号	103	付議年月日	3. 12. 3
件名	動物愛護法違反者への所有権の剥奪についての陳情		
付議委員会	陳情者		
厚生常任委員会	*陳情者の個人情報については、個人情報保護のため、削除しています。		
<p>1 陳情の要旨</p> <p>神奈川県内において、第二種動物取扱業の届け出をしている某動物愛護団体が動物愛護管理法第44条違反虐待の容疑で刑事告発・受理をされ、神奈川県警が家宅捜査に入り100頭を超える犬猫が押収され、現在捜査中にあります。</p> <p>警察の捜査が終了すると、起訴・不起訴に関わらず、その所有権により当該団体へ犬猫を返還するように命じられることは免れません。</p> <p>有権者として、直ちに、動物愛護法違反者における動物の所有権剥奪について項目を追加する、神奈川県動物の愛護及び管理に関する条例の改正を強く求めます。</p> <p>2 陳情の理由</p> <p>(1) 神奈川県警、藤沢北警察署は告発を受理しています。警察が虐待を認めています。また、当該団体施設については、保健所・動物愛護センターへも虐待や衛生管理の問題等通報が入っており、行政職員による当該団体施設への視察も実施され、改善指導も行っています。その事実を持ってしても所有権により返還となる場合、神奈川県警及び神奈川県が、動物虐待に加担していると言っても過言ではありません。</p> <p>(2) 当該団体に限らず全国的に多頭飼育崩壊や暴力による虐待、飼養管理能力を超え閉じ込め飼育されているケース、不衛生な環境でのネグレクト等も目に余り、神奈川県では昨年にも海老名市で144頭もの猫の多頭飼育崩壊事件が発生しており、所有者は書類送検となりましたが、やはり所有権の問題で対応に困難をきたす事になりました。当該団体においては、「体罰の必要性を叫ぶ！」等、公然と愛護法違反宣言・虐待を加速させ正当化するような宣言をしています。これほどに執ような虐待行為を行う施設へ犬猫達を返還することは、動物愛護法違反そのものである事は否めません。</p> <p>(3) 過去から現在に至るまで当該団体をはじめとする全国の動物虐待事案では、所有権の問題から動物たちを返還せざるを得ず、その結果度重なる虐待や管理不適切な飼育を繰り返す結果が多く見られる事から、要となる所有権の剥奪について、全国に先駆け神奈川県が本気で向き合って頂きたいと切に願います。</p>			

陳情番号	104-1	付議年月日	3. 12. 3
件名	ゆきとどいた神奈川の障害児教育を求める陳情		
付議委員会	陳情者		
厚生常任委員会	*陳情者の個人情報については、個人情報保護のため、削除しています。		
<p>陳情趣旨</p> <p>神奈川県の特設支援学校では、全国の動向と同様に、入学を希望する児童生徒数が年々増加し、学校が過大過密化し、教室確保、学習環境、教育活動に支障が生じています。国・文部科学省は、こうした全国的な動向と国民の要求を踏まえ、「特別支援学校の設置基準」策定を進めています。設置基準策定により、必要な学習環境の改善は必須であり、策定・施行の際には速やかな既存校への適用を望みます。</p> <p>「神奈川県の特別支援教育のあり方に関する検討会最終まとめ（2020年3月）」では、「特別支援学校の整備」を掲げています。私たちはこのコロナ禍で、小規模での学びが学習環境に好影響を与えることを実感しました。その整備の基準には、特別支援学校設置基準による1学級あたりの児童生徒数規模をもとにした教室数を想定することが大切だと思います。神奈川県はすでに、「新たな養護学校再編整備検討協議会（2006年3月）」において、特別支援学校の「適正規模」を示しています。適正な学校規模をめざし、現在の過密化解消に向かう再編整備計画の策定や、当面の増加傾向にある地域への早急な新校設置が求められると考えます。「教室間借りの分教室」や、「他校種の既存校舎の活用」では、グラウンドや体育館・特別教室が十分に使用できないなどの弊害が生まれています。特別支援学校の適正規模化にむけては、「教室間借りの分教室」「他校種の既存校舎の活用」ではなく、新校の設置が不可欠です。</p> <p>児童生徒の学びを保障するためには、教職員の配置は重要です。近年、年度途中の教職員欠員状態は慢性化しており、あらかじめ時期のわかっている産前産後休暇の代替職員さえも、代替者が見つからず配置できていないことが少なくありません。その要因の一つが、免許更新制によるものであり、教職員の資質向上とは切り離し、更新制度の即時廃止を求めます。</p> <p>また、職業として教職員を志望する人の減少の要因としては、教師のブラックな働き方が社会問題となっているからだと考えます。超過勤務実態の改善は教員確保の視点からも急務です。超過勤務改善のための教職員の配置充実を進めることを求めます。</p> <p>2016年に起きた、痛ましい相模原殺傷事件に、私たちは強い憤りを感じました。同時に、障害者の権利の保障と、地域生活のための条件整備が必要だと痛感しています。</p> <p>私たちは神奈川県の障害のある子どもたちにゆきとどいた教育と、地域における社会福祉基盤の充実をすすめるため、以下の項目が速やかに実現されることを陳情します。</p> <p>陳情項目</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 過密化している特別支援学校の適正規模化に向けて、特別支援学校の設置基準について、既存校へ速やかに適用し過密を解消してください。 2 過密化する特別支援学校のある地域に新校建設計画を早期に策定してください。 3 公立学校の教職員の超過勤務の状況を把握しその実態を改善すると共に子どもと関わる時間の確保及び授業準備時間確保のため、教職員配置を充実させてください。 4 公立学校の教員の欠員代替の確保が困難となっている現状の一因となっている「教員免許更新制」について、即時廃止を求めることを国に意見具申してください。 5 <u>放課後デイサービスや、障害者支援施設、日中活動系障害福祉サービス事業所、福祉ホーム、グループホーム等に対して新型コロナ感染症予防対策費を措置するとともに、安定した経営（緊急事態発生時や、どのような障害者にも対応できる施設としての経営）が行えるよう、財政的な支援を充実させてください。</u> 			

陳情番号	104-2	付議年月日	3. 12. 3
件名	ゆきとどいた神奈川の障害児教育を求める陳情		
付議委員会	陳 情 者		
文教常任委員会	*陳情者の個人情報については、個人情報保護のため、 削除しています。		
<p>陳情趣旨</p> <p>神奈川県の特設支援学校では、全国の動向と同様に、入学を希望する児童生徒数が年々増加し、学校が過大過密化し、教室確保、学習環境、教育活動に支障が生じています。国・文部科学省は、こうした全国的な動向と国民の要求を踏まえ、「特別支援学校の設置基準」策定を進めています。設置基準策定により、必要な学習環境の改善は必須であり、策定・施行の際には速やかな既存校への適用を望みます。</p> <p>「神奈川県の特別支援教育のあり方に関する検討会最終まとめ（2020年3月）」では、「特別支援学校の整備」を掲げています。私たちはこのコロナ禍で、小規模での学びが学習環境に好影響を与えることを実感しました。その整備の基準には、特別支援学校設置基準による1学級あたりの児童生徒数規模をもとにした教室数を想定することが大切だと思います。神奈川県はすでに、「新たな養護学校再編整備検討協議会（2006年3月）」において、特別支援学校の「適正規模」を示しています。適正な学校規模をめざし、現在の過密化解消に向かう再編整備計画の策定や、当面の増加傾向にある地域への早急な新校設置が求められると考えます。「教室間借りの分教室」や、「他校種の既存校舎の活用」では、グラウンドや体育館・特別教室が十分に使用できないなどの弊害が生まれています。特別支援学校の適正規模化にむけては、「教室間借りの分教室」「他校種の既存校舎の活用」ではなく、新校の設置が不可欠です。</p> <p>児童生徒の学びを保障するためには、教職員の配置は重要です。近年、年度途中の教職員欠員状態は慢性化しており、あらかじめ時期のわかっている産前産後休暇の代替職員さえも、代替者が見つからず配置できていないことが少なくありません。その要因の一つが、免許更新制によるものであり、教職員の資質向上とは切り離し、更新制度の即時廃止を求めます。</p> <p>また、職業として教職員を志望する人の減少の要因としては、教師のブラックな働き方が社会問題となっているからだと考えます。超過勤務実態の改善は教員確保の視点からも急務です。超過勤務改善のための教職員の配置充実を進めることを求めます。</p> <p>2016年に起きた、痛ましい相模原殺傷事件に、私たちは強い憤りを感じました。同時に、障害者の権利の保障と、地域生活のための条件整備が必要だと痛感しています。</p> <p>私たちは神奈川県の障害のある子どもたちにゆきとどいた教育と、地域における社会福祉基盤の充実をすすめるため、以下の項目が速やかに実現されることを陳情します。</p> <p>陳情項目</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 <u>過密化している特別支援学校の適正規模化に向けて、特別支援学校の設置基準について、既存校へ速やかに適用し過密を解消してください。</u> 2 <u>過密化する特別支援学校のある地域に新校建設計画を早期に策定してください。</u> 3 <u>公立学校の教職員の超過勤務の状況を把握しその実態を改善すると共に子どもと関わる時間の確保及び授業準備時間確保のため、教職員配置を充実させてください。</u> 4 <u>公立学校の教員の欠員代替の確保が困難となっている現状の一因となっている「教員免許更新制」について、即時廃止を求めることを国に意見具申してください。</u> 5 放課後デイサービスや、障害者支援施設、日中活動系障害福祉サービス事業所、福祉ホーム、グループホーム等に対して新型コロナウイルス感染症予防対策費を措置するとともに、安定した経営（緊急事態発生時や、どのような障害者にも対応できる施設としての経営）が行えるよう、財政的な支援を充実させてください。 			

陳情番号	105	付議年月日	3. 12. 3
件名	障害者福祉の拡充を求める陳情		
付議委員会	陳 情 者		
厚生常任委員会	*陳情者の個人情報については、個人情報保護のため、 削除しています。		
<p>陳情の趣旨</p> <p>我が国は2014年2月、障害者権利条約の締約国となりました。この条約の根本には、現在、最も人権が守られていない障害者の権利の確立を通じて、全ての人たちの人権が保障される社会を実現するという理念があります。</p> <p>障害のある人たちの医療と暮らしを保障し、その人らしく安心して暮らせる地域づくりのためにも、障害者権利条約に沿った障害者施策の改善・拡充は欠かせません。</p> <p>県は、「精神障害にも対応する地域包括ケアシステム」の構築推進事業については、平成30年度から取り組み、保健・医療・福祉の関係者による協議の場を設置し、そこで共有、検討された地域の実情や課題を踏まえたうえで、国要綱で示された事業内容を推進するとしています。その事業内容のメニューの中でもとりわけ、住まいの場の確保、人材養成、ピアサポーターの活用、アウトリーチ支援、普及啓発は、精神障害者の包括的・重層的な地域生活支援に不可欠な事業です。</p> <p>つきましては、障害者福祉の充実に向けて以下の事項を陳情いたします。</p> <p>陳情項目</p> <p>1 入所施設について</p> <ul style="list-style-type: none"> ○県立の入所施設など一部の入所施設に強度行動障害の障害者が多数入所しています。県内のどの入所施設でも入所できるようにしてください。 ○すべての入所施設への補助金を抜本的に増やし、職員の賃金を上げ、職員体制を充実してください。 ○強度行動障害の障害者が多数入所している入所施設では、その支援は管理的にならざるを得ず、虐待のリスクは民間・公務を問わずあります。各施設の模範となる県立施設を育てることで、県としての水準を担保する役割を、県は手放さず、県立施設をなくさないでください。 <p>2 コロナ対策について</p> <ul style="list-style-type: none"> ○コロナ禍において、障害者が通所・入所する施設や障害者が働く事業所、障害児の学ぶ学校の職員に対するPCR検査は感染拡大を防止するうえでとても有効な手段です。上記の職員に対してPCR検査を定期的に行ってください。 ○感染した場合に重症化が懸念されるため、PCR検査の対象にぜひ利用者、生徒を加えてください。 <p>3 精神障害に対する地域包括ケアシステムについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ○協議の場の設置の進捗状況を明らかにし、事業内容の各メニューの具体的な実施目標と達成計画を明らかにしてください。 			